

南会津町ブロック塀等改修助成事業のお知らせ

1、事業の目的

町内に存する倒壊の恐れがあるブロック塀等の所有者又は管理者が行う、危険箇所を解消するための工事の経費に対し、補助金を交付することにより、地震時の安全な避難の確保を目的とします。

2、補助金の対象要件

次の要件にすべて該当するブロック塀等となります。

- ①避難路又は通学路に面する1.2mを超えるもの。
- ②地震時に倒壊の恐れがある、又はブロック塀等に関する基準に適合するか確認ができないもの。
- ③工事に着手していないもの
- ④他の事業の補助、公共工事等の補償対象でないもの。
- ⑤売地や建物解体に関連した工事でないもの。
- ⑥工事完了後の塀が建築基準法等に規定される道路内に残らないもの。
- ⑦令和7年度内に工事が完了するもの。
- ⑧自ら行う改修工事でないもの。

3、補助金の対象工事

次の要件のいずれかに該当する工事となります。

- ①撤去工事
- ②一部撤去工事
- ③ブロック塀等に関する基準を満たすための補強工事
- ④造り替え（1.2m以下のブロック塀等・フェンス・生垣）工事

4、補助金の対象者

次の要件を全て満たすブロック塀等の所有者又は管理者となります。

- ①町税等の滞納の無い者
- ②国、地方公共団体、その他これらに準ず

る団体ではない者

5、補助金

次の工事区分に従い、それぞれに定める額となります。

- ①撤去工事、一部撤去工事、補強工事は、実際に工事に要した費用と1m当たり5,000円のいずれか低い金額の2/3以内の額

【補助限度額】15万円

- ②造り替え工事は、実際に工事に要した費用と1m当たり42,000円のいずれか低い金額の2/3以内の額

【補助限度額】28万円

- ※この事業の補助金交付は、複数年に亘る工事であっても、1敷地で1回のみとなります。

6、受付期間

6月5日（木）～6月30日（月）

- ※補助金の交付を受けようとする方は、担当課と事前協議を行ってください。

- ※事前協議書は、担当課に備え付けてあります。

7、問合せ・担当課

建設課 建築営繕係

電話 0241-62-6230